

除去土壌の再生利用に関するQ & A

Q 1. なぜ除去土壌を再生利用するのでしょうか。

A 1. 福島県内で発生した除去土壌等は、中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外最終処分を完了するために必要な措置を講ずるとされております。福島県外最終処分に向け、最終処分が必要となる除去土壌の量を減らす必要があると考えており、最終処分量を低減するため、除去土壌等の減容・再生利用を進めることが重要であると考えています。

Q 2. どのように再生利用するのでしょうか。

A 2. 福島県内における除染等の措置により生じた除去土壌を対象として、関係者の理解・信頼を醸成しつつ、再生資材化した除去土壌の安全な利用を段階的に進めるため、2016 年 6 月に「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」をお示ししました。

この基本的考え方では、除去土壌の再生利用について、利用先を管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等に限定し、追加被ばく線量を制限するための放射能濃度の限定、覆土による遮へい等の適切な管理の下で実施することを想定しています。

Q 3. 除去土壌を全国の農地で使用することを決定したのですか。

A 3. 2017 年 11 月、飯舘村から帰還困難区域である同村長泥地区における除去土壌の再生利用も含めた環境再生事業、園芸作物・資源作物の栽培等などの要望書が提出されました。

飯舘村からの要望を踏まえ、有識者検討会における技術的検討を経て、2018 年 6 月 1 日に前述の「基本的考え方」の再生利用の用途に、園芸作物・資源作物の栽培を想定した農地を追加し、今後、飯舘村長泥地区において実証事業を行い、その安全性等について確認を行っていく予定です。

Q 4. 除去土壌の再生利用はどのくらい実施しているのでしょうか。

A 4. 2016年6月にお示しした「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」に基づいて、現在、実証事業を実施し、安全性を確認しております。

2018年6月現在、南相馬市において実証事業が実施されています。

今後、この基本的考え方を指針として実証事業を実施し、データや知見を蓄積しながら安全性を確認し、段階的に再生利用を進める予定です。

Q 5. 再生利用は中間貯蔵開始後30年以内県外最終処分に反するのでしょうか。

A 5. 県外最終処分に向け、最終処分が必要となる除去土壌の量を減らす必要があると考えています。このため、放射能濃度や土質に応じて分別をした上で、利用可能な土壌を再生利用することを検討しており、今般、再生利用の実証事業を開始したところです。

Q 6. 再生利用は実質的には最終処分になるのでしょうか。

A 6. 土壌は本来貴重な資源ですので、最終処分とは区別して、再生資材の放射能濃度の限定、覆土等の遮へい、飛散・流出の防止等の措置を講じた上で、利用先を管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等における人為的な形質変更が想定されない盛土材等に用途を限定し、適切な管理の下で、再生資材を限定的に利用することを想定しています。

Q 7. 再生利用の基準として震災前は100Bq/kgとしていたものを、震災後に8,000Bq/kgまで引き上げたのではないですか。

A 7. 原子炉等規制法に基づくクリアランス基準と呼ばれる100Bq/kgは、放射線防護に係る規制の対象外とし、全く制約のない自由な流通を認めるための基準です。

一方で、除去土壌の再生利用でお示ししている8,000Bq/kgは、その利用先を管理主体が明確となっている公共事業等に限定した上で、適切な管理の下で使用するものであり、前提が異なっております。

Q 8. 自然災害にはどのように対応するのでしょうか。

A 8. 設計時において、周辺の地形等を考慮し、災害等による破損が起こらないよう配慮します。

また、再生利用の安全性に万全を期す観点から、万一、災害等により構造物に大規模な破損が生じた場合を想定し、放射性物質による影響を評価しており、このような場合においても、年間の追加被ばく線量が 1mSv を超えることがないよう放射能濃度や覆土厚等を定めています。

Q 9. 実証事業について、どのように安全性を確保するのでしょうか。

A 9. 再生資材は、再生資材の放射能濃度の限定、覆土等の遮へい、飛散・流出の防止等の措置を講じた上で、利用先を管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等における人為的な形質変更が想定されない盛土材等に用途を限定し、適切な管理の下で、限定的に使用します。

Q 10. 実証事業を実施することにより、風評被害が懸念されますが、どのように対応するのでしょうか。

A 10. モニタリング結果等の情報を公開し、専門家の協力を得ながら、実証事業の安全性を説明していきます。具体的には、工事説明会、回覧板、現場見学等の実施について、検討していきます。

Q 11. 再生利用について住民の理解をどのように得ていくのでしょうか。

A 11. 実証事業やモデル事業を通じて、県内外の皆様へ再生利用の安全性や必要性をご説明し、皆様のご理解を得られるよう丁寧に進めてまいります。